

事 務 連 絡
平成 29 年 4 月 27 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

保険薬局の指定等について

先般、「「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」（平成28年3月31日保医発0331第6号）により、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第2条の3第1項に規定する保険医療機関との一体的な構造に係る解釈が変更され、平成28年10月1日から適用されることとなったところであり、「保険薬局の指定について」（平成28年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）、「保険薬局の指定等について」（平成28年8月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡）及び「保険薬局の指定等について」（平成28年12月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において具体例等をお示したところ、取扱いに係る疑義解釈を別添のおりとりまとめたので、保険薬局の指定等に係る業務に当たっての参考とされたい。

(問1) 薬局が保険医療機関から土地又は建物を賃借する際、当該賃貸借契約が薬局における受付処方せん枚数に応じて賃料を変動させるようなものについては、保険薬局の新規指定は認められるか。

(答) 受付処方せん枚数に応じた変動賃料については、保険薬局の受付処方せん枚数が増えれば、保険医療機関の賃料収入も増えることから、特定の保険医療機関から薬局へ患者を誘導するおそれが否定できない。保険医療機関から特定の保険薬局への患者誘導は、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」(昭和32年厚生省令第15号)第2条の5で禁止されており、また、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」(昭和32年厚生省令第16号)第2条の3では、「保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。」とされている。このため、保険医療機関と保険薬局間の契約として変動賃料の契約方法は適切ではなく、新規指定は認められない。